

セミナー出展規約

有限会社メディカルリサーチ 21（以下「主催者」といいます）が主催するセミナー（以下「セミナー」といいます）へ出展する会社・団体など（以下「出展者」といいます）は、本セミナー出展規約（以下「本規約」といいます。）に定められた条件に従って出展を行うものとします。

第1条 （総則）

本規約は、出展者がセミナー出展に際して遵守する規定を定めるものです。出展者は、本規約に同意のうえ出展するものとします。

第2条 （出展者資格）

1. 出展者は、主催者の協賛企業として、本規約ならびに主催者の企業活動および目的を十分に理解していることを条件に、セミナーに出展できるものとします。
2. 出展者は、第5条第1項で定める方法で申込を行い、主催者より承認を得るものとします。

第3条 （出展物）

1. セミナーに出展する商品サンプル・看板・ポスター・書籍・カタログ・配布印刷物・機材を含む全ての出展物（以下「出展物」といいます。）は、展示会の開催趣旨・目的に添い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とします。出展者は、主催者に第5条1項に定める出展申込書にて出展物を連絡します。
2. 次の各号に該当するものは、出展を禁止します。
 - ① 輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物
 - ② 知的財産権を侵害するか、そのおそれのある物
 - ③ 主催者の事前の承諾を得られなかった物
 - ④ 所轄行政庁より指示・勧告のあった物
 - ⑤ その他関連法令に抵触するおそれがある物および公序良俗に反する物
3. 前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前はもとより出展中であっても、その出展を禁止することがあります。
4. 主催者は、出展者が本条1項および2項により禁止された物を出展していた場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の取りやめ、もしくは別途指示に従うよう通知します。当該通知を受けた出展者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめ、もしくは指示に従うものとします。
5. 前項において出展者が主催者の指示に従わない場合は、主催者は、当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展物の撤去その他しかるべき措置を取ることができます。これにつき主催者は、出展者に対し、一切の責任を負わないものとします。
6. 出展者は本条のことをあらかじめ了解のうえ出展申込みをすることとし、主催者は、本条についての異議は一切受け付けません。

第4条 （出展者資格の取消）

1. 主催者は、出展物が第3条に違反した場合、または主催者の活動や経営に影響があると判断した場合、いつでも出展者資格を取消することができます。また、出展物の一部または全部についてセミナーへの出展拒否または展示拒否をすることができます。
2. 前項の場合において、出展者に何ら本規約に違反することなく主催者に出展または展示を拒否されたときは、年間出展数との割合の金額内で、主催者は出展者に対し出展料の返金をするものとします。

第5条 (出展申込方法と契約成立時期)

1. 出展申込者は、主催者が別途作成した出展申込書（以下「申込書」といいます）に記載された事項を確認のうえ、申込書の所定欄に署名または記名・捺印し、これを主催者に送付または提出するものとします。なお、主催者は、セミナーの出展趣旨に適さないと判断した場合には、主催者独自の判断で出展申込をお断りすることができます。
2. 主催者は、申込書の記載事項の確認を行い、申込を受け入れる場合には、請求書を出展申込者に送付するものとします。
3. 申込書に基づくスポット出展契約（以下「出展契約」といいます）は、前項により主催者がスポット出展料（以下「出展料」といいます）の請求書を発送した日（以下「基準日」といいます）に成立するものとします。

第6条 (出展契約期間)

スポット出展契約期間は、出展申込を行ったセミナーの期日のみとなります。

第7条 (出展料の支払)

1. 第5条に基づき出展契約が成立した場合、出展者は申込時期により、次の方法に従い支払うものとします。支払われた出展料は、第13条第2項および第15条第2項を例外とし、その他の如何なる理由があっても、返金はしないものとします。
 - ・ 出展者は基準日の翌月末日までに、出展料の全額を支払うものとします。ただし、申込するセミナー開催日まで1か月以内の申込みの場合は、当該セミナー開催の1週間前までに出展料全額の支払が完了するものとします。
2. 支払いは、主催者が指定する銀行口座に振り込むものとし、振込手数料は出展者の負担とします。また、支払期日が、土日祝祭日にあたる場合には、直前の営業日を支払期日とします。
3. 出展者が第1項の各支払期限までに全額の振込みを行わない場合、主催者は、期限経過日の翌日に当該出展契約が解約されたものとみなします。

第8条 (出展場所)

1. 主催者はセミナーでの出展者の出展場所を指定することができ、出展者はその出展場所内において出展物を出展するものとします。出展者はその指定場所以外を使用することはできません。
2. 出展者は、自己の都合により出展を辞退する場合、主催者に対しその旨をセミナー開催日の1か月前までに書面にて通知するものとします。

第9条 (出展者の責務)

1. 出展者は、出展物および展示方法等について、事前に主催者の承諾を得るものとします。
2. 出展者は、出展物および資材の盗難、失火等に対して、それぞれ自己の責任において万全を期すものとします。
3. 出展者は、出展にあたり出展意図・出展物に関する資料を、主催者の求めに応じ、提出するものとします。
4. 出展者は、主催者の要求に応じ、出展期間中の活動全体の状況について報告するものとします。
5. 出展者は、同一セミナー会場での出展参加人数は、2名以内とし、それを超える出展参加者が必要な場合、書面にて主催者からセミナー開催日以前に許可を得るものとします。

第10条（禁止事項）

出展者は以下に定める行為を行わないものとします。

- ① 出展権利の転貸・売買・譲渡・交換・使用許諾
出展者は、第三者に出展にかかわる権利の一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換、使用許諾することはできません。
- ② 別セミナー・別会場への誘導を目的とした出展
セミナー会場以外の場所で自己の主要な製品の展示やセミナーなどを行い、セミナーの来場者を別会場へ誘導することを目的とする出展はお断りします。
- ③ 出展物の即売
セミナー会場での出展物の即売を禁止します。
- ④ 迷惑行為
出展者がセミナーに関連して実施する展示・イベント・講演等の全ての行為に対し、主催者が下記のような迷惑行為に該当するものと判断した場合には、当該行為の改善を求めます。これに従わない場合には、当該行為の即時中止もしくは全ての展示・イベント・講演の即時撤収をしていただくことがあります。出展者は、主催者に対して、この「改善」「即時中止」「即時撤収」の措置に起因する費用の返還請求等は、一切行うことができないものとします。なお、これらの措置の実施に当たり主催者が費用負担をした場合は、出展者にはその費用の全額を主催者に返金する義務が生じるものとします。
 - (ア) セミナー外通路の使用（来場者の誘引やアンケート等）により、他の出展者あるいは来場者に著しく迷惑を及ぼす場合
 - (イ) スピーカー等の音量により、他の出展者あるいは来場者に迷惑を及ぼす場合
 - (ウ) 社会通念に照らして、技術紹介としての品位に著しく欠ける展示行為である場合
 - (エ) 技術紹介の場にふさわしくない公序良俗に反する展示行為である場合
- ⑤ 自己が取り扱う商品・サービスの販売促進活動をすることなく、来場者の個人情報の収集を主目的として行う出展は禁止します。

第11条（出展物の準備、装飾および撤去）

1. 出展者は、出展物を全て自己の費用と責任で用意するものとします。
2. 出展物の会場への搬入と設置は、別途主催者より通知される期間に行われるものとします。ただし、出展場所内の出展物設置は、セミナー開催初日の午前8時30分までに完了するものとします。
3. 主催者独自の判断により装飾は撤去されることがあります。
4. 出展者は、会期中の出展物の搬入、搬出、移動の際は、必ず主催者の承認を得た後に、作業するものとします。
5. 出展場所内の出展物および装飾物等は、主催者より通知される期間に、撤去を完了してください。その時まで撤去されないものは、出展者の費用で主催者により撤去されるものとします。また、出展者所有の残置物・出展物等について、出展者は、所有権を放棄したものとみなし、これを主催者または会場所所有者が処分しても異議を述べないものとします。
6. 出展者は、セミナー終了後、展示場所および使用した場所を直ちに原状に復さなければならないものとします。

第12条（個人情報の取扱い）

出展者は、出展などを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守するものとします。出展者と取得した個人情報の本人との間で個人情報に関して紛争などが生じた場合は、両者で協議して当該紛争などの解決にあたるものとし、主催者はそれについて一切の責を負わないものとします。

第13条（出展契約の解約等）

出展者は、出展契約成立後、出展契約の解約・出展料の返金は如何なる場合においても認められないものとします。

第14条（事故責任）

主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

第15条（損害賠償）

1. 主催者は、理由の如何を問わず、出展者およびその従業員または代理人が、出展場所を使用または占有することによって発生した人、物品および施設に対する傷害・損害等については一切の責任を負いません。出展者は、主催者に対して、自己の責任において出展場所を安全に使用することを保障し、万一事故等が生じた場合には、すべての損害につき賠償責任を負うものとします。
2. 主催者が、自己の責任を負うべき事由によってセミナーを中止した場合に限り、出展者が出展場所を使用できなくなったことについて、主催者は出展者に対して残余出展日数を基準として、日割り計算した出展料の払戻を行うものとします。本払戻を行う以外、一切の責任および費用を負担しないものとします。
3. 主催者は、直接・間接的な自然災害による損害の発生などの不測の事態、あるいは国、地方自治体などの命令または指示、その他不可抗力事由により出展者に生じる損害について一切の責任を負いません。

第16条（セミナーの延期・中止）

1. 天災やその他の不可抗力事由によりセミナーの開催が困難あるいは不可能と主催者が判断した場合、主催者は、セミナーの延期・中止を決定できるものとします。
2. 主催者は、前項によりセミナーの開催を延期・中止した場合においても、出展者への出展料の返金等は一切行いません。

第17条（解除）

出展者が次の各号のいずれかに該当した場合、主催者は、何らの通知・催告なしに、また出展者に対して何らの賠償を行うことなく、直ちに展覧契約を解除できるものとします。

- ① 出展料の全部または一部を支払わない場合
- ② 出展者または展示を予定している展示物が、セミナーの開催目的や出展対象に適さないと主催者が判断した場合
- ③ 出展場所を、展示の目的以外に使用した場合
- ④ 出展場所を使用しない場合
- ⑤ 解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立があった場合
- ⑥ 手形・小切手につき不渡り処分を受けた場合
- ⑦ 公租公課につき滞納処分を受けた場合
- ⑧ 主催者の信用を失墜する事実があった場合
- ⑨ 前各号の場合のほか、出展者が本規約の全部または一部に違背し、主催者からの催告にもかかわらず、主催者が定める相当期間内に当該瑕疵が治癒されない場合。

第18条（合意管轄）

本規約に基づく訴訟については、主催者の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄

裁判所とします。

第19条（本規約の変更）

本規約は予告なく変更される場合があります。出展者はあらかじめこれに同意し、変更後の新规定等を遵守することとします。

以上